

## 第4期雲南市農業委員会第23回総会議事録

1. 日 時 平成25年5月23日（木） 13:30～14:20

2. 場 所 木次町 下熊谷交流センター

3. 出席委員（32）

1 番 内部武雄	2 番 永井尚二	4 番 渡部満憲	5 番 宇都宮敏章
6 番 日野一夫	8 番 竹下房子	9 番 高島幹雄	10 番 竹内 勉
11 番 狩野幹美	12 番 持田明典	13 番 高橋敬二	14 番 杉山正美
15 番 鳥谷悦雄	16 番 星野朝義	18 番 嘉本輝雄	20 番 白築美雄
21 番 山本博子	23 番 白築 剛	24 番 青木征温	25 番 名原玲子
26 番 小田久義	27 番 藤原修至	28 番 高田 耕	29 番 加藤一郎
30 番 廣澤幸博	31 番 石橋義明	32 番 武田京子	33 番 周藤寛洲
34 番 橋本 博	35 番 陶山直利	36 番 勝部有二	37 番 板持 庸

4. 欠席委員（5名）

3 番 錦織邦男	7 番 片寄健治	17 番 川上蘆求
19 番 白築 進	22 番 藤原克巳	

5. 事務局又は説明者

事務局長 杉原律雄	主 査 景山修二
副主幹 山中亜希子	副主幹 大塚雄彦

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議題139号 JA雲南雲南市カントリーエレベーター運営委員の選出について
- ・議第140号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について
- ・議第141号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第142号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第143号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 議 事

発信者	議 事 要 旨
事務局	定刻になりましたので、ただ今より開会いたします。 ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。
議 長	ただ今から平成25年第23回総会を開会いたします。

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>ただ今の出席委員は32名であります。欠席委員は3番錦織委員、7番片寄委員、17番川上委員、19番白築委員、22番藤原委員から欠席届が出ております。</p>
議 長	<p>雲南市農業委員会会議規則第5条の規定により、定足数に達しておりますので、これから雲南市農業委員会第23回総会を開会いたします。</p>
議 長	<p>本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p>
議 長	<p>議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、9番高島委員、10番竹内委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について</li> <li>・田畑転換届出の受理について</li> <li>・農地法第4条第1項第8号届出書（農業施設用地転用届）の受理について</li> <li>・合意解約届出(農地法第18条第6項通知)の受理について</li> <li>・会議等の予定について</li> </ul>
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言をお願いいたします。なお、発言をされる方は、議席番号とお名前をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行ないます。</p>
議 長	<p>それでは最初に、「議第139号JA雲南雲南市カントリーエレベーター運営委員の選出について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書5ページをご覧ください。「議第139号JA雲南雲南市カントリーエレベーター運営委員の選出について」であります。</p>
事務局	<p>JA雲南雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員は4名の方にお出かけいただいております。現在の委員の任期は、平成24年6月14日から平成25年6月13日です。これから選出いただく方の任期は、平成25年6月14日から平成26年6月13日です。現在の委員は、大東町は渡部満憲委員、加茂町は嘉本輝雄委員、木次町は杉山正美委員、三刀屋町は片寄健治委員の4名です。選出につきましてご協議をお願いします。</p>

発信者	議 事 要 旨
29番	<p>事務局から説明がございましたJA雲南雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員ですが、皆様方のご了解が得られれば現在の委員さんに留任いただき引き続きお願いしたいと考えます。</p>
議 長	<p>運営委員長並びに事務局から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は、挙手の上発言をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。</p> <p>「議第139号JA雲南雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出については、留任により選出することにご異議ございませんか。」</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第139号JA雲南雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について」は、留任により選出することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第140号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書6ページをご覧ください。「議第140号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△外6筆、地目は登記簿田・現況荒廃農地が3筆、面積は3,464㎡、登記簿は畑、現況は荒廃農地が4筆、面積は601㎡、7筆合計4,065㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇県〇〇、□□□□さん、非農地の事由は、「昭和40年代から放置状態で、農地は流出し、形態を留めていない。また作業道も堰堤の底に埋まったり、木竹が生い茂り現地へ行くのも困難な状況である。したがって、非農地として証明を受け、山林に地目変更したい」ということです。平成25年5月7日に現地調査を行っておりまして、確認委員は、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員です。非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄したため、自然改廃し雑木等が繁茂した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。</p> <p>以上の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございましたか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。</p> <p>「議第140号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第140号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第141号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書8ページをご覧ください。「議第141号農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田で、農用地区域内、面積は1,601㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「耕作が困難になったため、譲受人に譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10アール当たり13,000円で確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況畑で、農用地区域内、面積は204㎡、権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇県〇〇の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため、譲受人に譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇市〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10アール当たり294,000円、確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑で、面積は392㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「譲受人の要望により譲渡する。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は無償で確認は〇〇委員です。土地代が無償の理由ですが、田を譲り受ける代わりに山林を譲渡するとのことです。</p> <p>続きまして申請書番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑で、面積は729㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>「譲受人の要望により譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は、10アール当たり36,000円、確認は〇〇委員です。</p> <p>以上4件の案件とも、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上4件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p>
29番	<p>申請番号1番について、土地代が10aあたり13,000円で安いと思われるかもしれませんが、当事者同士の話し合いで決定されておりまして、農業委員は関与しておりません。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございましたか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第141号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第141号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第142号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>議案書 1 1 ページをご覧ください。「議第 1 4 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号 1 番、〇〇町〇〇△△ - △、地目は登記簿・田、現況・荒廃農地、面積は 9.99 m<sup>2</sup>です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑 1 棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は山の中腹にあり、参道も一部崩壊し、危険なため、申請地に新設移転したい」ということです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第 2 種農地と判断いたしました。許可条項は、法第 4 条第 2 項第 2 号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございませうか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p>
1 番	<p>荒廃地に墓地を建てられますが、大丈夫でしょうか。</p>
事務局	<p>図面の 1 8 ページ、1 9 ページをご覧くださいと、確かに荒れたような状況です。現地確認も行いましたが、道路に接道している良い場所でもありますし、工事されますと素晴らしい墓地ができると考えております。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第 1 4 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませうか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	よって、「議第142号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。
議 長	それでは次に、「議第143号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	<p>それでは議案書の13ページからご覧ください。「議第143号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」であります。今回の案件は、加茂町5件、木次町2件、三刀屋町2件で、計9件申請されております。</p> <p>いずれの計画も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町で協議をお願いします。14時15分までに、ご協議をお願いします。</p> <p>(14時02分から14時15分まで町ごとに協議)</p>
議 長	会議を再開いたします。
議 長	<p>先ほど休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表いただきます。</p> <p>加茂町より順次発表をお願いします。</p>
24番	加茂町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
34番	木次町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
16番	三刀屋町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議 長	<p>ただ今発表のとおり、いずれも許可妥当ということでございますが、ご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第143号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第143号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で本日の議事日程は全て終了し、閉会といたします。</p> <p>なお、6月の総会は6月24日(月)午後1時30分から「木次町下熊谷交流センター」で開催いたします。</p>
議 長	<p>ご起立下さい。</p> <p>一同ご礼。</p> <p>ご着席願います。</p>
議 長	<p>次にその他事項に入ります。事務局より説明願います。</p> <p><b>【その他事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)平成24年度農業委員会活動の点検・評価及び平成25年度活動計画について</li> <li>(2)平成24年度農地利用状況調査の配布について(補助事業で除いた農地一覽他)</li> <li>(3)農地法関係事務処理の添付書類について</li> <li>(4)歓送迎会経費精算について</li> <li>(5)夏季エコスタイル運動実施について</li> <li>(6)平成25年度農業委員会視察研修について</li> </ul>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_